

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

焼津市長 中野 弘道

市町村名 (市町村コード)	焼津市 (22212)
地域名 (地域内農業集落名)	相川 (上新田 1, 上新田 2, 上新田 3, 下江留 1, 下江留 2, 下江留 3, 下江留 4, 西島, 相川 1, 相川 2, 相川 4, 相川 3, 上泉 1, 上泉 2, 上泉 3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 1 0 日(金) (令和 6 年度相川地区第 2 回地域計画協議会)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は圃場整備により、農地の区画整理や用排水路、農道等の整備が行われてきた。砂利層が浅いところにあるため保水力に課題があったが、大井川用水に隣接する地区であることなどから、水稻の早期栽培を行うことが可能で、現在でも自給的農家を主体とする水稻栽培がこの地区の基幹作物となっている。しかし、農家の高齢化とともに経営規模が縮小してしまっている。離農農家が出てくるのが考えられ、後継者が確保されない限りは農地の荒廃化などの維持管理に支障が出てくると考えられる。
- ・当地区は、志太梨の産地を形成している。志太梨は、消費者からの需要は高く、そのほとんどが自家販売や注文販売などで流通されることから、ブランド力は強いものがある。しかし、樹齢が高くなってきていることや後継者不足が問題となってきている。
- ・当地区では大井川焼津藤枝スマート I C や志太中央幹線のインフラ整備が進められ、人・モノの交流が進んでいくことが予想される。こうした流れを、新たな農業のビジネスチャンスと捉え、地区の中心となる経営体や、新規就農者などによって地区農業の活性化を図ることが期待される。
- ・大井川用水の下流にあるため、用水の使用について今後は地域をこえた連携の検討が必要となる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物である水稻の栽培を継続していくため、農作業の省力化に向けて農業機械を維持していくための支援や農業施設などの維持管理への支援を進めていく。
- ・ブランド力のある志太梨については、付加価値を更に高めていく取組みをおこない、販路を拡大させ、収益性の高い営農としていくことで就農者の確保につなげていく。
- ・更に、生産者と消費者の交流や新たな加工を取り入れた 6 次産業化、スマート農業を取り入れた営農についても積極的に取り組んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	297.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	225.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

#### 農業振興地域内の農用地等

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・農地が面的にまとまりのある形で権利設定されるよう、農地中間管理事業等を推進する。また、農用地利用現況図等の作成及び提供を行うことなどで、担い手間における話し合いを促し、農地の交換等を含めた農地の集団化を促進する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・新たに貸出しを希望する農地については農地中間管理機構を活用して利用権設定をしていくことで、再配分による農地交換などをしやすくしていく。具体的には、規模縮小や離農を検討している農地情報、現在の担い手や新規就農希望者の情報を中間管理機構に集め、耕作できない農地となる前に中間管理機構を通じて活用方針を決めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>・担い手への集積集約化が進むエリアについては補助金等を活用し、施設改修や農地の大区画化などの取組ができるよう検討していく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・狭小・不整形など条件の悪い農地についても継続していけるよう半農半Xや定年退職後の就農者の育成に取り組む。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>・民間事業者が実施する農業支援サービス（畦畔等の草刈りサービス、ドローンによる防除サービス等）を活用して、農業者の負担の分散化を図る。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全に資する農業の生産方式の導入に取り組む</li> <li>・集約化したほ場に対し、作業の効率化を目指しスマート農機を導入促進する</li> </ul>									



(別添)  
農業上の利用が行われる  
農用地等の区域の考え方



凡例  
■ 農業振興地域内の農用地等  
■ 地域計画対象範囲